



# 最近内務省に於ける路政關係行政處分例

M O 生

## ◎内務省告示第四百五十號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ  
改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十三年十月二十一日

内務大臣 末次信正

- 路線名 區 間
- 四號 自 宮城縣柴田郡船岡村 至 同縣同縣柳木町
- 五號 自 秋田縣雄勝郡小野村 至 同縣同郡須川村

工事終了ノ期日

昭和十三年十月二十一日

同

## ◎土地收用事業認定

土地收用事業認定にして官報に公告せられたるもの左の  
如し。

道府縣	起業者	事業種別	起業地名	認定月日
長野	長野縣知事	道路改築	長野縣上田市大字常入地内	一〇、二五
香川	香川縣三豐郡財田大野村長	道路改築	香川縣三豐郡財田大野村地内	一〇、三一
大阪	大阪府知事	道路改築	大阪府豐中市大字走井地内	一一、四

◎土木地方債許可概要

許可月日	許可額	目的	團體名	道府縣
一〇、一五	三〇、〇〇〇	港灣修築費分擔金	常滑町	愛知縣
"	五〇、七〇〇	河川改修費分擔金	宮城縣	
"	三八二、四〇〇	道路橋梁費	三重縣	
一〇、一八	八二、〇〇〇	災害復舊土木費	香川縣	
"	五〇、〇〇〇	國道改良費分擔金	奈良縣	
"	一三〇、〇〇〇	太田川改修費負擔金	廣島縣	
"	七八、〇〇〇	港灣改修費納付金	"	
"	九〇、〇〇〇	國道改修費分擔金	水戸市	茨城縣
"	三三、四〇〇	治水並村道開設費	滋賀縣	
一〇、二〇	五〇、〇〇〇	國道改良費負擔金	廣島縣	
"	七、五〇〇	漁港修築費	島根縣	
"	一七、七〇〇	港灣修築費負擔金	明石市	兵庫縣
"	三七七、〇〇〇	道路改良費	千葉縣	
"	二六、二〇〇	漁港修築費	"	
一〇、二一	四一、八〇〇	道路改修費	栃木縣	
"	四八〇、九〇〇	"	廣島縣	
"	六二、六〇〇	河川改修費負擔金	鹿兒島縣	

法令

〃	〃	一三、七〇〇	船溜修築費	佐井村	青森縣
〃	〃	一〇、七〇〇	〃	間人町	京都府
一〇、二二	〃	一七、五〇〇	河川改修及砂防費	三重縣	〃
〃	〃	一五、〇〇〇	天神川改良費	島根縣	〃
〃	〃	七〇、〇〇〇	都市計畫街路事業費	高松市	香川縣
〃	〃	四〇、〇〇〇	國道改良費分擔金	愛媛縣	〃
〃	〃	二、八七五、〇〇〇	乘合自動車買收費	大坂市	大坂府
一〇、二五	〃	一六、〇〇〇	河川改修費	島根縣	〃
〃	〃	二三、〇〇〇	砂防工事費	〃	〃
〃	〃	四〇、〇〇〇	橋梁費	長野縣	〃
一〇、二六	〃	一九五、二〇〇	災害復舊土木費	福島縣	〃
一〇、二七	〃	八〇、八〇〇	橋梁架換費	千葉縣	〃
〃	〃	三六、〇〇〇	失業應急道路改良費	八幡市	福岡縣
一〇、二八	〃	九八、〇〇〇	指定府縣道改修費	岡山縣	〃
〃	〃	九七、五〇〇	港灣修築費	鹿兒島縣	〃
〃	〃	九、〇〇〇	國道改良費分擔金	滋賀縣	〃
〃	〃	一七、四〇〇	農業水利事業費	〃	〃
〃	〃	一五、〇〇〇	漁港修築費寄附金	大原町	葉縣
〃	〃	一一一、〇〇〇	土砂押止費	兵庫縣	〃
一〇、二九	〃	二、五一五、〇〇〇	災害土木復舊費(郡部)	〃	〃

〃	二、六四七、〇〇〇	災害土木復舊費(市郡)	兵庫縣	
〃	二三一、〇〇〇	道路橋梁費	長野縣	
一〇、三一	一六、〇〇〇	上水道設備費	那霸市	沖繩縣
〃	一〇、〇〇〇	國道改修費寄附金	大分市	大分縣
〃	一六、五〇〇	土木費(道路橋梁)	徳島市	徳島縣
〃	四三二、六〇〇	河川改修費	兵庫縣	
一一、一	六〇、〇〇〇	河川並港灣費	廣島縣	
〃	六七、〇〇〇	災害應急土木費	宮城縣	
〃	一四八、〇〇〇	時局應急土木費(道路)	兵庫縣	
〃	二〇一、〇〇〇	災害復舊土木費	〃	
〃	二五、〇〇〇	河川改修費	佐賀縣	
〃	一五、〇〇〇	港灣修築費寄附金	大分市	大分縣
〃	六三、二〇〇	道路橋梁費	和歌山市	和歌山縣
〃	三〇、〇〇〇	都市計畫街路事業費	〃	
〃	二九、〇〇〇	道路改良費寄附金	倉敷市	岡山縣
一一、二	二四、五〇〇	河川改修費	鹿兒島縣	
〃	一三〇、四〇〇	道路橋梁費	京都府	
〃	二四、〇〇〇	河川改修費	徳島縣	
〃	九五三、〇〇〇	道路改良事業費	愛知縣	
〃	二八、五〇〇	災害應急土木費	富山縣	

法 令

〃	四九、八〇〇	道路橋梁並下水道費	小倉市	福岡縣
一一、四	七三、五〇〇	河川改修費並砂防費	新潟縣	新潟縣
〃	一四九、〇〇〇	國道改修費負擔金	佐世保市	長崎縣
〃	五、〇〇〇	港灣修築費寄附金	佐世保市	長崎縣
〃	七、四〇〇	海岸護岸復舊費	間瀬町	新潟縣
〃	二四、八〇〇	災害復舊費	青森縣	
〃	四五、六〇〇	宇部港修築納付金	岡山縣	
〃	二四、〇〇〇	六郷堰改修費	山形縣	
一一、五	六〇、〇〇〇	道路改修費	北海道	
一一、七	二二五、五〇〇	道路橋梁費	福井縣	
〃	四三三、三〇〇	道路改良費	京都府	
〃	二八、〇〇〇	道路改良費	島根縣	
一一、八	二一四、〇〇〇	災害復舊土木費	岐阜縣	
〃	一六、九〇〇	港灣修築費寄附金	酒田市	山形縣
〃	一三四、〇〇〇	戸畑港修築費	福岡縣	
〃	二、二〇〇、〇〇〇	電氣軌道事業償還金	大坂市	大阪府
一一、九	一五、六〇〇	森林治水事業費	島取縣	
〃	二〇〇、九〇〇	道路改修費	島根縣	
〃	七八五、〇〇〇	街路鋪裝事業費	名古屋	愛知縣
一一、一一	二七、六〇〇	河川改修費分擔金	青森縣	

◎自動車運輸事業

一六、〇〇〇	漁港修築費寄附金	戸畑市	福岡縣
五六、九〇〇	都市計畫街路費	徳島市	徳島縣
三四、四〇〇	傷痍軍人療養所設置ニ伴フ道路水道費	長野市	長野縣
一五、〇〇〇	港湾修築費寄附金	豊橋市	愛知縣
五〇、〇〇〇	都市計畫道路費	川越市	埼玉縣

十月二十六日内務、鐵道兩省打合會に於て協議決定せるもの左の如し。

道府縣	區	間	申請者	處分ノ種別
靜岡	御殿場町地内		松田自動車株式會社	免許
滋賀	海津、牧野間		太湖汽船株式會社	免許
大阪	王子町、堺市間	(延長)	大阪市	免許
	向陽町、堺東驛前間			免許
	北撓川、七條通間浪速驛、甚兵衛間			免許
	北撓川二、本田通二間			免許
	大池橋西詰、同東詰間			免許
	森小路、蒲生町間			免許
	阪急前、扇橋間			免許
	平野元町地内			免許
	鳴尾町、逢阪下ノ町間			免許

法

令

	倍行社前、天満橋間	( )
	葬儀所前、枕倉町間	( )
	小林寺橋、阿倍野橋間	( )
	東天下茶屋、堺市間	( )
	阿倍野橋、遠里小野橋間	( )
鳥 取	米子市皆生間及米子市内	( )
高 知	高知市小津町同久萬堂尻間	( )
愛 媛	西 條 町 地 内	( )
香 川	白方村、多度津町間	( )
佐 賀	久保田驛前、新田間	( )

○軌道法に依る申請に對する處分

北海道

旭川電軌 工事方法變更並假設工事認可

旭川電氣軌道株式會社申請に係る東川線第二基北川橋梁は腐朽破損せるに由り鐵橋に架替し之に伴ひ橋梁前後の線路勾配を變更し尙右工事中假線を敷設せむとするの件は假設物の使用期限を昭和十三年十二月十四日迄とし十一月十

	南海鐵道株式會社	( )	不	免	許
	大阪乗合自動車株式會社	( )	"	"	"
	阪和電氣鐵道株式會社	( )	"	"	"
	米子電車軌道株式會社	( )	免	"	許
	合資會社明石自動車部	( )	"	"	"
	新居自動車交通組合	( )	"	"	"
	琴平參宮電鐵株式會社	( )	一	部	免
	讓渡人 吉村卯三郎	( )	許	"	可
	讓受人 佐賀市	( )	可		

五日監第八二三三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京府

東京市電 電氣工事方法變更認可

東京市申請に係る南千住六丁目附近都市計畫事業に依る街路擴築工事施行に伴ひ之に支障の饋電線路を移設し架空線式を地中線式に變更せむとするの件は十月二十七日監第七八三三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

**東京市電 軌道工事方法變更認可**

東京市申請に係る柳島停留場附近軌道は今般東京府施行に係る都市計畫街路改築工事に伴ひ模様替を要するに至りたるを以て右工事方法變更せむとするの件は十月二十七日監第七八三四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

**東京市電 電氣信號裝置施設認可並運轉信號保安規**

**程例外取扱許可**

東京市申請に係る澁谷驛前終點に於ける電車運轉の安全を期する爲信號裝置を施設せむとし右信號裝置は矢印信號の運轉信號保安規程例外取扱と爲さむとするの件は十月二十七日監第七九〇四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可並許可ありたり。

**東京市電 軌道工事方法變更認可**

東京市申請に係る駕籠町、丸山町間軌道線路は三七七丁軌條を使用し基礎及枕木周圍共全部混凝土を以て包み表面瀝青混凝土を鋪裝せるものに付本年度補修工事施行の機會に所定の標準構造に改造せむとするの件は十月三十一日監

第八〇九八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

**東京市電 電氣工事方法變更認可**

東京市申請に係る自小石川區春日町至同區餌差町間は街路擴築工事施行に伴ひ電柱位置を變更せむとするの件は十一月二日監第八〇九九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

**東京市電 軌道工事方法變更認可並特別設計許可**

東京市申請に係る自神田橋至小川町間軌道線路は三七七丁軌條を使用し基礎及び枕木周圍共全部混凝土を以て包み表面瀝青混凝土を鋪裝せるものに付本年度補修工事施行の機會に所定の標準構造に改造せむとし自起點至起點二三〇米間の線路變更は軌道建設規程の特別設計と爲さむとするの件は十一月二日監第八〇九七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可並許可ありたり。

**東京市電 護國寺前 池袋驛前 間軌道工事施行、工事方法變更**

起業自論變更認可並特別設計、運轉信號 保安規程例外取扱許可



東京市申請に係る自護國寺前至池袋驛前間は昭和十三年十月十四日附監第八〇八五號を以て武藏野鐵道株式會社より讓渡を受けたるを以て本區間の軌道敷設工事を施行し尙之に伴ひ起業目論見の一部變更を生し又既設軌道の工事方法を變更せむとし護國寺前並日出町一丁目兩停車場の位置縦斷勾配は軌道建設規程の特別設計とし護國寺前分岐點に於ては矢印信號は軌道運轉信號保安規程の例外取扱と爲さむとするの件は昭和十四年五月八日迄に着手し昭和十五年五月八日迄に竣功するものとし十一月十日附監第八四五五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可並許可ありたり。

#### 京王電軌 車輛設計變更認可

京王電氣軌道株式會社申請に係る昭和六年三月十三日附監第三六〇號認可に係る特別ボギー電動客車第五〇〇號の一輛は平常運轉に適せざるを以て中央便所及び洗面所を取拂ひ普通ボギー電動客車に改造せむとするの件は十月三十一日附監第八一〇〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### 東京橫濱電鐵 電氣工事方法變更認可

東京橫濱電鐵株式會社申請に係る東京市施行の都市計畫街路新設に伴ひ玉川線三宿停留場附近の電車柱支障と相成たるに付其の一本を移設せむとするの件は十一月二日附監第八〇五四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### 東京橫濱電鐵 假設物使用期限延期認可

東京橫濱電鐵株式會社申請に係る昭和十二年九月十六日附監第三九三五號認可に係る澁谷停留場構内線路並工事方法變更に伴ふ假線は右工事竣功には尙相當の時日を要するを以て假設物使用期限を昭和十四年一月十四日迄とし十月三十一日附監第八一一五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### 神奈川縣

#### 京濱電鐵 工事方法變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る大師線味ノ素、川崎大使間京濱川崎起點二軒一八六、六大師西二踏切は都合に依り軌道踏切を擴築し保安設備として自動閉塞信號機を設置

せむとするの件は十月三十一日監第八一一三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

長野縣

上田溫泉電軌 工事方法變更認可

上田溫泉電軌株式會社申請に係る自下之郷至西丸子間新設軌道の線路を整備し車輛運轉速度の増加、省有貨物の直通運轉を圖る爲め軌道中心間隔を増大、乗降場及貨物積卸場の擁壁面と軌道中心距離を擴大せむとするの件は十月二十六日監第七八三六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

上田溫泉電軌 電動客車設計變更認可

上田溫泉電軌株式會社申請に係る自下之郷至西丸子間新設軌道使用の四輪電動客車の乗降踏段を擴大に變更せむとするの件は十月二十六日監第七八三五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

静岡縣

静岡電鐵 線路及工事方法變更認可

法 令

静岡電氣鐵道株式會社申請に係る道路擴築に伴ひ進手町線自中町停留場至吳服橋一丁目停留場間の軌道を道路の中央に敷設すると共に道床、最少曲線半径等を變更せむとするの件は十一月十日監第八二三四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

愛知縣

名古屋鐵道 蘇東線電道一部鋪裝工事認可

名古屋鐵道株式會社申請に係る府縣道一ノ宮大垣線の道路を管理者に於て鋪裝工事實施に伴ひ、之を併用する蘇東線の軌道敷一部を板石鋪裝工事施行せむとするの件は十月二十七日監第八〇二五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京都府

京都市營 工事方法變更認可

京都市申請に係る第五號線及河原町今出川線中起點三、六四七米三〇起點四、一二一米七六間四七四米四六は軌條の磨滅腐蝕甚しく折損等不勳電車運轉上危險に付軌條更換

を要するも在來型の軌條は入手の見込なき爲PS型五〇疋軌條を用ふることとし尙軌道保守上並騒音緩和の爲軌道構造、軌道敷鋪裝並排水設備を一部變更せむとするの件は十月二十七日監七七五四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

### 大阪府

#### 大阪市營 軌道工事方法變更認可

大阪市申請に係る築港線玉藻橋（境川運河架設）を改築すると共に軌道中心間隔を二米九に縮少し軌條を四疋T型（重量の減少）に變更せんとするの件は九月二十三日監第七六九八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### 大阪市營 工事方法變更認可

大阪市申請に係る道路改築工事に伴ひ堺筋線及九條高津線中日本橋筋一丁目交叉點に於ける電車柱六基を新設し一基を撤去致さむとするの件は十月二十七日監第七九七六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### 大阪市營 軌道工事方法變更認可

大阪市申請に係る曾根崎、天満橋筋線中南森町、天満橋北詰間（複線延長一、五三米）の軌道工事方法を變更せむとするの件は十月二十七日監第七九八九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### 大阪市營 電氣工事方法變更認可

大阪市申請に係る道路改築工事に伴ひ松島安治川線及九條中之島線中本田通一丁目交叉點に於ける電車柱を變更せむとするの件は十一月十五日監第八二三五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### 大阪市營 電氣工事方法變更認可

大阪市申請に係る道路改築工事に伴ひ堺筋線及靱本線中本町二丁目交叉點に於ける電車柱を變更せむとするの件は十一月十五日監第八二三六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### 阪神急行電鐵 神崎川橋梁工事方法變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る神戸線下神崎川橋梁擴築工事中時局の影響に依り鋼材拂底にして入手困難なる爲

橋桁を設計變更せむとするの件は十月二十五日監第七七七號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### 南海鐵道 保安設備變更認可

南海鐵道株式會社申請に係る一層車輛運轉の圓滑を期する爲阪堺線今池停留場の保安設備を變更せむとするの件は十一月二日監第七七七〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### 兵庫縣

#### 神戸市營 電氣工事方法變更認可

神戸市申請に係る第二期第五號線中自林田區小松通四丁目二至同區金平町一丁目三〇間六八八米五の配電線支持物の木柱腐朽したるを以て四角鐵柱に且ベーツ柱を丸鋼柱に變更せむとするの件は十月二十七日監第七九八八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### 神戸市營 電氣工事方法變更認可

神戸市申請に係る第二期第四號線中自兵庫區松原通三丁目五至同區大工町一五間互長一、〇〇〇米の木柱腐朽せる

を以て四角鐵柱に建替せむとするの件は十月二十九日監第八〇五三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### 鳥取縣

#### 米子電車 運輸營業廢止許可

米子電車軌道株式會社申請に係る全線に亘り數年來事業不振の爲多額の負債を生し營業繼續困難なる状態に立ち入りたるを以て之か打開策として少額の資本金、維持費を以て足る旅客自動車運輸事業に代へ全線營業廢止せむとするの件は昭和十四年三月六日迄に實施するものとし十一月七日監第八三九六號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

#### 岡山縣

#### 岡山電軌 軌道工事方法變更認可

岡山電氣軌道株式會社申請に係る岡山市大供一三〇番地所在の大供發電所は從來豫備として存置せられたるも中國合同電氣株式會社よりの電力供給順調にして昭和四年以降發電したることなく不要に付發電設備を廢し變電所として

存置せんとするの件十月四日監第七七二〇號を以て内務、  
鐵道兩大臣より認可ありたり。

福岡縣

若松市營 連歌濱支線工事施行認可

若松市申請に係る昭和十三年七月二十日附監第六四一〇  
號を以て特許になりたる自若松市中川通七丁目至同市濱埋  
立地間直長九七〇米軌間一米〇六七の軌道敷設工事を施行  
せむとするの件は昭和十四年一月二十六日迄に着手し昭和  
十四年四月二十六日迄に竣功するものとし十月二十七日監  
第八〇五二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

若松市營 軌道工事方法變更認可

若松市申請に係る自若松市中川通八丁目九ノ四至同市中  
川通八丁目地内船入場物揚場間併用軌道は利用上實質上新  
設軌道となり居る現狀なるを以て新設軌道として取扱はむ  
とするの件は十一月十一日監第八一九二號を以て内務、鐵  
道兩大臣より認可ありたり。

大牟田電軌 暗渠新設認可

大牟田電氣軌道株式會社申請に係る三地炭坑地下採掘に  
よる附近の土地陥没の爲排水上新に下水々路構築に伴ひ暗  
渠を新設せむとするの件は十一月十五日監第八二五九號を  
以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

溫 建 筠

呂公榮達子陵歸。

萬古煙波遶釣磯。

橋上一通名利路。

至今江鳥背人飛。